12回

令和3年第 総会

12月

白井市農業委員会会議録

令和3年12月9日 開会 令和3年12月9日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和3年12月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長 笠井 行雄会長代理 中村教雄

1 番 伊藤 治

2 番 岩 井 聡 明

3 番 今 井 幹 代

4 番 芦田恵子

5番山﨑正司

6番山崎雅巳

7 番 海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

- 1. 齊藤和博
- 2. 小 松 隆 夫
- 3. 小 林 幸 子
- 4. 押 田 勝 巳
- 5. 海 老 原 菊 夫
- 6. 髙 宮 正 明
- 7. 中 嶋 健 次
- 8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告 · 協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他
 - 1月の事前審査会、総会の日程について
 - ・申請受付締め切り 12月16日木曜日
 - 事前審査会(案) 12月24日金曜日

第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2

・総 会(案) 1月 6日木曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2、3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、年末のお忙しい中、令和3年12月定例総会に出席をいただきまして、大変 御苦労さまでございます。

今年もあと3週間ちょっとということで終わろうとしておりますが、これから毎日 寒い日が続くと思います。

委員さんの皆様におかれましては、風邪等ひかないよう健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

新型コロナウイルスにつきましては、感染者数も大分少なくなってきました。 来年は、いろいろな行事が開催できるような状態になることを願うところでございます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席 委員が過半数に達したため、これより令和3年12月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、海老原 清委員、1番、伊藤 治委員を指名します。 説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので 提出いたします。

令和3年12月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、谷田字後庵の2筆です。

地目は田です。

地積は、2筆合計で2,912平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は50アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

2番、谷田字後庵の1筆と西住の2筆です。

地目は田。

地積は、3筆合計で2,177平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は50アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定です。

3番、折立字河原子の5筆です。

地目は田。

地積は、5筆合計で2,782平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は340アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転、贈与です。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 1 班班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

資料1番、2番を御覧ください。

当日は、権利者御本人が義務者代理人として出席されました。

申請地は、市役所から東へ3キロメートルに位置しております。

申請地の状況ですが、きれいに管理しております。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台等、農機具はそ ろっております。

労働力は、世帯員が2名、2人とも農業に新規で就農します。

経営面積についても、下限の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、資料3番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の本人が出席されました。

申請地は、市役所から北へ3キロメートルに位置しております。

申請地の現状については、きれいに管理されております。

進入路については、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番について、最適化推進委員の髙宮正明委員お願いします。

髙宮正明委員 推進委員の髙宮です。

権利者が青戸のほうから通っていまして、若い青年で、一生懸命農業をやりたいということで、この義務者の土地を田んぼも暗渠はしてありまして、きれいにしてあります。

それで、ネギとかそういう作物を頑張ってやりたいということで、自分としてはあれてすけれども、今の野菜はどの野菜を作っていいかと聞きながら頑張っていくということで、いいと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の小松隆夫委員お願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。

権利者、義務者、お二人にお話を伺いました。

相続対策ということで、義務者から権利者へ贈与するということでした。以上です。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを採決を行います。

1番、2番については、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、許可する ことに可決します。 3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

議案第2号について、最適化推進委員の押田勝巳委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業 委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、 その議事に参与することができないとされております。

押田勝巳委員、しばらくの間、退席をお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年12月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、木字所沢の1筆です。

地目は田。

地積は1,691平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は一時転用、農地造成になります。

2番、木字所沢の3筆です。

地目は田。

地積は、3筆合計で2,670平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は一時転用、農地造成となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

海老原 清委員お願いします。

海老原清委員 1 班班長、海老原です。

申請資料4番、5番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者御本人と義務者御本人が出席されました。

立地基準ですが、申請地は、市役所より北へ1.7キロメートル。

進入路も確保されています。

農地区分としては、10~クタール以上の一団の農地にあるため、第一種農地と判断 いたしました。

転用目的ですが、農地造成に伴う一時転用で、現在は田です。

次に、一般基準ですが、本申請は農地造成に伴う一時転用ということですが、申請面積は、1番1,691平方メートル、2番2,670平方メートルであり、造成面積との関係においても、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接されている被害防除計画ですが、計画では境界から1メートル離し、高さ1.5メートルにて造成を行う計画となっております。

この計画を隣接土地所有者に確認したところ、安全に配慮して工事してくださいということでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。

また、申請地は農振農用地です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

中村教雄委員、お願いします。

中村教雄委員 木地区担当の中村です。

この議案に関しまして、田んぼで水はけが悪く、義務者が野菜及び梨を植えたいということで、盛土の許可申請を出したということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤治委員 農業委員の伊藤です。

こちら盛土をするということで、ほかの場所から運んでくる土のことに関しては、 何も資料のほう添付されていないので、そちらのほうの安全も大丈夫なのでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局、和田です。

資料のほうについては、、現段階では頂いておりまして、こちらのほうで安全は 確認しております。

伊藤 治委員 分かりました、ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番、2番、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

押田委員の入室をお願いします。

議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。

令和3年12月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、4ページを御覧ください。

こちらは、市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和3年度第9次農用地利用集積計画一覧表(案)。

1番、中字大坂の1筆でございます。

地目は畑。

面積は6.61平方メートル。

種類は使用賃借。

内容は普通畑。

期間は5年です。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は50アール。

新規になります。

2番、十余一字平塚道南の3筆です。

地目、畑。

3筆合計で2,495平方メートル。

種類は賃貸借です。

内容は普通畑。

期間は5年です。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は振込。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は190アール。

更新です。

3番、神々廻字前田の1筆です。

地目は畑。

利用権の設定面積は244平方メートル。

使用貸借です。

内容は普通畑。

期間は5年です。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は58アール。

更新です。

4番、木字屋敷下の9筆です。

地目は畑。

9筆合計で5,487平方メートル。

種類は賃借権です。

内容は梨畑。

期間は5年。

賃料は記載のとおりになります。

支払い方法は振込。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は76アール。

新規です。

続きまして、6ページを御覧ください。

5番、木字後山の2筆です。

地目は畑。

2筆合計で9,609平方メートル。

種類は賃借権の設定です。

内容は梨畑。

期間は5年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は振込。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は76アール。

新規です。

6番、木字戸崎の2筆です。

地目は畑。

利用権の設定面積は3,080平方メートル。

種類は賃借権。

内容は梨畑。

期間は5年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は振込。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は76アール。

新規です。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番、4番、5番、6番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1番について、今井幹代委員お願いします。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

義務者の方に電話でお話を伺いました。

隣地の方から、自分も貸しているので一緒に貸しませんかと言われたのがきっかけ で、貸すことにしたそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

4番、5番、6番について、最適化推進委員の押田勝巳委員お願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

先日、設定権を受ける人と会って話を聞いてきました。

この人は、今年の初め、新規就農で梨1年間やってきて、梨を3反ぐらいやって、 あと、畑とやったいたんですけれども、ここへきて設定をする人が亡くなりまして、 相続を受ける人が勤め人で農業を全然やっていないので、そこで前、借りていたとい うことで、この人が残りを全部借りて、合わせると2町歩超えになるんです、梨だけ で。

それに普通畑もあるので、手が間に合うのかということを心配しまして、確認して 聞いてきました。

そうしましたら、作業員というか、やっている人が6人でやっているそうです。 6人いて、それだけあれば、問題なく間に合うということで。

薬とか手順は、近くの梨屋さんが相談すれば、よく、今年も相談して指導を受けて やったということで、これからもやるということで、今後、やっていくのに問題がな いだろうということで賛成しました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和3年度第9次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認すること に可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを 議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、大野です。

それでは、7ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。 白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和3年12月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は1,418平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

2番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は260平方メートル。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

8ページを御覧ください。

8ページは、会長から皆様に宛てた依頼分になります。

9ページ、10ページについては、市長からの依頼分になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告 はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有 無について確認をいたします。 買取希望者はありましたでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

笠 井 会 長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて 取得希望者はなしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局、大野です。

それでは、11ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和3年12月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

12ページを御覧ください。

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出。相続の届出になります。 続きまして、13ページを御覧ください。
- ② 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。 続きまして、14ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

令和3年12月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらのほうは、合意解約の通知になります。

それから、表紙のほうに返っていただきまして、(2) その他としまして、1月の 事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが12月16日、木曜日。

事前審査会(案)、こちらが12月24日、金曜日、第2班、午前9時から本庁舎2階 災害対策室2で行います。

総会が1月6日、木曜日、午後4時から本庁舎2階災害対策室2・3で行います。 以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人